

四日市市告示第600号

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年9月30日

四日市市長 森 智広

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱

四日市市児童手当事務処理要綱（平成26年四日市市告示第158号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく<u>児童手当</u>（ただし、法第17条第1項の表の上欄に規定する者に係る部分を除く。以下同じ。）の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(文書の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる請求書及び届書は、児童手当認定に関する請求書・届書（第1号様式）によるものとする。</p> <p>(1) 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）第1条の4第1項に規定する児童手当認定請求書</p> <p>(2) 省令第2条第1項に規定する児童手当額改定認定請求書</p> <p>(3) 省令第3条第1項に規定する児童</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく<u>児童手当等</u>（<u>児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。</u>ただし、法第17条第1項の表の上欄に規定する者に係る部分を除く。以下同じ。）の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(文書の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる請求書及び届書は、児童手当<u>特例給付</u>認定に関する請求書・届書（第1号様式）によるものとする。</p> <p>(1) 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）第1条の4第1項に規定する児童手当・<u>特例給付</u>認定請求書</p> <p>(2) 省令第2条第1項に規定する児童手当・<u>特例給付</u>額改定認定請求書</p> <p>(3) 省令第3条第1項に規定する児童</p>

手当額改定届

(4) (略)

2 (略)

(未支払請求書の処理)

第14条 市長は、省令第9条第1項の未支払児童手当請求書又は同条第2項の未支払児童手当請求書(施設等受給者用)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合は、未支払児童手当支給決定通知書(第12号様式)を用いて、施設等受給資格者に係る請求の場合は、未支払児童手当支給決定通知書(施設等受給者用)(第13号様式)を用いて、当該請求者に通知すること。

(2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めた場合には、一般受給資格者に係る請求の場合は、未支払児童手当請求却下通知書(第14号様式)を用いて、施設等受給資格者に係る請求の場合は、未支払児童手当請求却下通知書(施設等受給者用)(第15号様式)を用いて、当該請求者に通知すること。

(寄附に係る事務処理)

第15条 請求者又は受給者(以下「請

手当・特例給付額改定届

(4) (略)

2 (略)

(未支払請求書の処理)

第14条 市長は、省令第9条第1項の未支払児童手当等請求書又は同条第2項の未支払児童手当請求書(施設等受給者用)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児童手当等~~等~~を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合は、未支払児童手当等支給決定通知書(第12号様式)を用いて、施設等受給資格者に係る請求の場合は、未支払児童手当支給決定通知書(施設等受給者用)(第13号様式)を用いて、当該請求者に通知すること。

(2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めた場合には、一般受給資格者に係る請求の場合は、未支払児童手当等請求却下通知書(第14号様式)を用いて、施設等受給資格者に係る請求の場合は、未支払児童手当請求却下通知書(施設等受給者用)(第15号様式)を用いて、当該請求者に通知すること。

(寄附に係る事務処理)

第15条 請求者又は受給者(以下「請

求者等」という。)からの法第20条の規定による寄附の申出は、支払期月毎の前月7日(その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。))に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日)までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として寄附がされるものとする。

2 省令第12条の9に定める寄附の申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に請求者等に支給される児童手当の額(法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額。)のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、市長は、児童手当に係る寄附受領証明書(第16号様式)を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に児童手当寄附変更申出書・寄附撤回申出書(第17号様式)を市長に提出することによって

求者等」という。)からの法第20条の規定による寄附の申出は、支払期月毎の前月7日(その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。))に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日)までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。

2 省令第12条の9に定める寄附の申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に請求者等に支給される児童手当等の額(法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額。)のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、市長は、児童手当等に係る寄附受領証明書(第16号様式)を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に児童手当等寄附変更申出書・寄附撤回申出書(第17号様式)を市長に提出することによっ

行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第16条 請求者等からの法第21条の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月10日(その日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日)までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 省令第12条の10に定める申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に支給される児童手当の額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。)のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 (略)

4 請求者等が、申出書の内容を変更し、又は、申出書を撤回しようとする場合の

て行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第16条 請求者等からの法第21条の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月10日(その日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日)までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 省令第12条の10に定める申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に支給される児童手当等の額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。)のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 (略)

4 請求者等が、申出書の内容を変更し、又は、申出書を撤回しようとする場合の

申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

(児童手当からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第17条 市長は、法第22条の規定に基づき、児童手当から保育料を徴収(以下「特別徴収」という。)するときは、保育料特別徴収通知書(第19号様式)を特別徴収の対象者に予め送付するものとする。

2 (略)

3 特別徴収の額は、支払期月毎に支給される児童手当の額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第21条の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。)から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

第18条 児童手当の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の7日とする。ただし、その日が日曜日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第17条 市長は、法第22条の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収(以下「特別徴収」という。)するときは、保育料特別徴収通知書(第19号様式)を特別徴収の対象者に予め送付するものとする。

2 (略)

3 特別徴収の額は、支払期月毎に支給される児童手当等の額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第21条の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。)から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

第18条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の7日とする。ただし、その日が日曜日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 市長は、児童手当の支払について、一般受給資格者には児童手当等支払通

2 児童手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、口座振替の方法により行うものとする。

(支払の一時差止等)

第19条 市長は、法第10条の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、児童手当支払差止通知書(第20号様式)により受給者に通知するものとする。

知書(第20号様式)により、施設等受給資格者には児童手当支払通知書(施設等受給者用)(第21号様式)により、受給者に通知するものとする。

3 児童手当等の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、口座振替の方法により行うものとする。

(支払の一時差止等)

第19条 市長は、法第10条の規定により児童手当等の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、児童手当等支払差止通知書(第22号様式)により受給者に通知するものとする。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

【監護相当・生計費の負担についての確認】

児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（注意12参照））を記載してください。（児童と兄姉等の合計が3人以上の場合のみ。）

氏名		続柄	個人番号	生年月日	別居の場合の住所（海外留学の場合は出国年月）
				・	(出国年月 年 月)
1	職業等	通学先（学生のみ）	監護相当の有無（いずれかに○）		生計費負担の有無（1・2のいずれかに○）
	学生 無職 その他	卒業予定時期 年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居だが、定期的な連絡・面会等あり 3.その他（ ） 4.監護相当なし		1.有（該当するすべてに✓） 2.無 <input type="checkbox"/> 生活費（食費、家賃等） <input type="checkbox"/> 学費 <input type="checkbox"/> その他（ ）
氏名		続柄	個人番号	生年月日	別居の場合の住所（海外留学の場合は出国年月）
				・	(出国年月 年 月)
2	職業等	通学先（学生のみ）	監護相当の有無（いずれかに○）		生計費負担の有無（1・2のいずれかに○）
	学生 無職 その他	卒業予定時期 年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居だが、定期的な連絡・面会等あり 3.その他（ ） 4.監護相当なし		1.有（該当するすべてに✓） 2.無 <input type="checkbox"/> 生活費（食費、家賃等） <input type="checkbox"/> 学費 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注意

- この請求が認定された場合、原則として請求月の翌月分から手当が支給されます。
- 「事由の発生した年月日」の欄は、提出事由が「2. 額改定認定請求書（増額）」又は「3. 額改定届（減額）」のみ、事由の発生した年月日を記入してください。
- 「氏名（法人名等）」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 請求者が個人であり、かつ本人確認ができた場合のみ、12桁の個人番号を記入してください。
- 「住所（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 「職業・勤務先」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「加入年金の種類」、「扶養親族等及び児童の数」、の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 「加入年金の種類」の欄は、請求者の請求の日における加入年金の状況について、該当するものを○で囲んでください。
- 「配偶者の氏名」、「配偶者の職業・勤務先」及び「個人番号」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。また、「有」を選んだ場合で、配偶者が別居しているときは、配偶者の住所も記入してください。
なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 「児童」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
※ 支給対象となる児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者となります。
- 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
①「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
②「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 「監護相当・生計費の負担についての確認」には、請求に係る児童の兄姉等で18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
① 児童福祉法に規定する延長者 ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援居施設又は女性生活支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 生計費の負担をしていることとは、請求者の収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。
- 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。

備考 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

※ 「児童手当 認定に関する請求書・届」の提出にあたり、添付書類が必要な場合があります。添付書類が不足する場合、担当者から連絡させていただきますので、ご提出をお願いいたします。
詳しくは、こども保健福祉課へお問い合わせください。

様

四日市市長

印

児童手当認定通知書

児童手当について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
手 当 認 定 ・ 額 改 定 ・ 変 更	申請年月日	年 月 日
	対象となる 児童の人数	人
	手当月額	円
	認定年月	年 月分手当から
	支 払 月	
	理 由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

様

四日市市長

印

児童手当認定請求却下通知書

児童手当について、下記のとおり認定請求却下しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
認定請求却下	申請年月日	年 月 日
	理 由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

様

四日市市長

印

児童手当認定通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

記

認定に関する事項							
1. 支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(3歳未満)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						
2. 手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(3歳未満)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	円						
(3歳以上)	円						
計	円						
3. 支給開始年月	年 月から						
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）							
<p>（※）4については、この通知書の別紙をご確認ください。</p>							
備考							

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

様

四日市市長

印

児童手当額改定通知書

児童手当について、下記のとおり改定しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
手 当 認 定 ・ 額 改 定 ・ 変 更	申請年月日	年 月 日
	対象となる 児童の人数	人
	手当月額	円
	認定年月	年 月分手当から
	支 払 月	
	理 由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

様

四日市市長

印

児童手当額改定請求却下通知書

児童手当について、下記のとおり額改定請求却下しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
認定請求却下	申請年月日	年 月 日
	理 由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

様

四日市市長

印

児童手当支給事由消滅通知書

児童手当について、下記のとおり支給事由が消滅しましたので通知します。

記

受給者氏名	
消滅年月日	年 月 日
消滅理由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 2 号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

未支払児童手当支給決定通知書

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	口座振込

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式を次のように改める。

様

四日市市長

印

未支払児童手当請求却下通知書

年 月 日付請求のありました未支払児童手当の支給については、下記のとおり請求を却下しましたので通知します。

記

却 下 の 理 由	
-----------------------	--

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式から第19号様式までを次のように改める。

整理番号

第16号様式（第15条関係）

児童手当に係る寄附受領証明書

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

金 _____ 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に支払われた児童手当のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 _____ 月 _____ 日

四日市市長

印

※ 本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

※整理番号
※受付年月 . .

児童手当寄附変更申出書・寄附撤回申出書

四日市市長

私は、児童手当法第20条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更	寄附の撤回
------	-------	-------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区 分	寄附額	
<input type="checkbox"/> 児童手当の全部（各月の手当額の全部を寄附）	計	円
<input type="checkbox"/> 児童手当の一部（各支払期月毎に右の額を寄附）	年4月支払期 (2月分～3月分)	計 円
	年6月支払期 (4月分～5月分)	計 円
	年8月支払期 (6月分～7月分)	計 円
	年10月支払期 (8月分～9月分)	計 円
	年12月支払期 (10月分～11月分)	計 円
	年2月支払期 (1月分～2月分)	計 円

(注) 寄附額は、支給される児童手当から学校給食費等の徴収等額や保育料の特別徴収額がある場合は、それらを控除した後の額の範囲内とします。

年 月 日

住 所（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名（法人名等）

第18号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号

住所

氏名（法人名等） 様

四日市市長 印

児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

児童手当法第21条 第1項・第2項 の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考

担当： 課
TEL

様

四日市市長

印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年 月分	円 (月分保育料)	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

第20号様式及び21号様式を削る。

第22号様式を第20号様式とし、第20号様式を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

四日市市長

印

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めますので通知します。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止月額	円
	支払差止期間	年 月分から
	支払差止事由	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の四日市市児童手当事務処理要綱第1号様式から第4号様式まで、第6号様式、第7号様式、第10号様式、第12号様式、第14号様式、第16号様式から第19号様式まで及び第22号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(こども未来部こども保健福祉課)